

令和4年9月1日  
No.162  
発行  
一般社団法人  
練馬西青色申告会



# ねりま西 青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

貴会におかれましては、青色申告制度の普及・定着、確定申告時期における青色コーナーへの従事、マイナンバー制度への対応

早秋の候、一般社団法人練馬西青色申告会の皆様方には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。この度の人事異動で練馬西税務署長を拝命しました高島敏でございます。24年に総務課長として勤務しており、再び白子川の源流を散策できることを嬉しく、そして、再び皆様とともにこの一年間働けることを大変心強く思っております。



着任のご挨拶  
練馬西税務署長 高島 敏

梶野会長をはじめ役員・会員の皆様には、日頃より税務行政の円滑な運営に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、青色申告制度の普及・定着、確定申告時期における青色コーナーへの従事、マイナンバー制度への対応

決算指導などの各種指導事業に取り組まれるとともに、小学生を対象とした「税の書道展」を継続して実施していただくなど、多岐にわたるご協力をいただいております。重ねて感謝申し上げます。さて、国税当局におきましては、昨年、「税務行政の将来像2.0」を公表し、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向け、様々なデジタル化の取組を進めているところであり、その実現のためにはマイナンバーカードを利用したe-Tax送信が必要不可欠となりますので、これまで以上のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、併せてキャッシュレス納付や納税証明書の提出のお願いをさせていただきます。

オンライン請求の利用促進も図っておりますので、積極的なご利用、そして周知・広報をよろしくお願いいたします。なお、インボイス制度につきましても、制度開始時からインボイスを発行する場合の申請期限が来年3月末と迫っております。登録を予定されている事業者の方には、登録番号の取得に加え、売上先への登録番号の通知や、仕入先の登録状況の確認などの対応が必要になるものと考えられますので、早期の申請をお勧めしております。是非、e-Taxを利用しての早期申請をお願いいたします。

結びに当たりまして、一般社団法人練馬西青色申告会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしました。私の着任の挨拶とさせていただきます。

## ◆税務署 人事異動

職名	御氏名	転出先
署長	市川 康樹	局課税一部資産課税課(課長)
副署長	吉見 聡司	税大専門教育部(教授)
個人課税第2部門統括官	岸 洋輝	向島(個人統括官)
個人課税第3部門統括官	根本 幸一	東村山(個人3統括官)
個人課税第1部門総括首席	丸山 亮祐	板橋(個人1記推官)

  

職名	御氏名	前任地
署長	高島 敏	関東信越局沼田(署長)
副署長	山本 有香	税大東研(主任教育官)
総務課長	大園 篤士	留任
個人課税第1部門統括官	中野 義則	留任
個人課税第2部門統括官	瀬戸 修一	鶴見(個人2統括官)
個人課税第3部門統括官	渡邊 明仁	東京上野(審専官(個人))
個人課税第1部門総括首席	猪 隆介	神田(個人1上席)
個人課税第1部門指導上席	阿南 賢	留任

## 年末調整の個別相談会は令和5年1月10日まで

〈年末調整とは〉

給与の支払者は、毎月(日)の給与の支払いの際に所定の「源泉徴収税額表」によって所得税及び復興特別所得税の源泉徴収をすることになっておりますが、その源泉徴収をした税額の一年間の合計額は、給与の支払いを受ける人の一年間の給与総額について納めなければならない税額(年税額)と一致しないのが通常です。

その一年間の給与総額が確定する年末に納めなければならない給与総額についての税額(年税額)とそれまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付する手続きを「年末調整」といいます。

その年末調整の個別相談会を次の通り行います。

■期間：令和4年12月12日～令和5年1月10日(第2第4土曜・日曜祝日を除く。尚、令和4年12月29日～令和5年1月4日までは休業となります。)

■会場：一般社団法人練馬西青色申告会事務所

■必要な書類：一人別源泉徴収簿(1月～6月分を記入したもの。)、税務署から送られた納付書(10月下旬頃に送付される予定です。)、生命保険料、地震保険料、国民年金保険料等の控除証明書、健康保険料の金額

## 練馬西青色申告会 LINE 公式アカウント 友だち募集中

下記の QR コードを読み込んで、「友だち登録」をしてください。

令和4年10月以降、事務局からのお知らせをLINEで配信いたします。

※初めてLINEをされる方は、事前に「LINEアプリ」をダウンロードしてください。



※会報でのお知らせもこれまで通り継続いたします。

## マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円  
※返済期間：運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

2023年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.21% (2022年9月1日現在)  
※担保・保証人不要 (保証協会の保証も不要)  
※他に練馬区の利子補給40% (3年間)  
※利用できる方：従業員20名以下 (宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)  
※1年以上事業を行っている方  
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》  
本相談は、経営に関する相談に限定しております。会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第2金曜日  
午後1時～4時 (30分単位)  
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日  
午後1時～4時 (30分単位)  
4月～12月 毎月第2火曜日  
午後1時～4時 (30分単位)  
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F  
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

＼ 入ってよかった! ／



## 中退共の退職金制度

事業主の声

従業員との信頼関係も厚く、人材の定着につながっています

退職後の保証があるので安心して働けます

従業員の声

掛金が全額非課税なので、節税にもつながりました



パートの私も加入してもらい、新たにやる気が出てきました

半世紀で100万社以上が利用  
安心と信頼の退職金制度です!

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートさん用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください <http://chutaikyotaisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 ちゅうたいきょう  
中小企業退職金共済事業本部 略称：中退共  
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1  
TEL 03-6907-1234 FAX 03-5955-8211